

(第1号様式)

ヒアリンググループ貸出許可申請書

(あて先) 伏見区長	年 月 日
団体の主たる事務所の所在地	団体の名称及び代表者名 電話 ー (担当者氏名 : 連絡先 :)

ヒアリンググループの貸出しについて、伏見区役所ヒアリンググループの貸出しに関する要綱第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

使用する事業の名称	
事業実施日時	
事業概要(使用目的)	※広報資料又はチラシなどがあれば添付してください。
貸出希望期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
返却予定日時	年 月 日 () 時
備考	

(第2号様式)

ヒアリンググループ貸出許可通知書

様	年 月 日
	伏見区長 (公印省略) 担当 電話 — —

年 月 日付けで申請のありましたヒアリンググループの貸出しについて、許可することを決定したので、伏見区役所ヒアリンググループの貸出しに関する要綱第3条第1項の規定により、次のとおり通知します。

使用する事業の名称	
事業実施日時	
事業概要(使用目的)	
貸出希望期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
返却予定日時	年 月 日 () 時
貸出物の内容	1 ヒアリンググループ本体 (□アンプ付きスピーカ) 2 ドラム型ループアンテナ (□延長用ループアンテナ) 3 専用受信機 () 個 4 有線マイク 5 取扱説明書
貸出条件	1 貸出備品が破損した場合は、修理金額を負担してください。 2 貸出備品を使用目的以外の用途で使用しないでください。 3 貸出備品の使用上、他者に損害が生じた場合は、申請者の責任において対応してください。 4 ヒアリンググループを亡失し、又は損傷させたときは、亡失・損傷報告書(第4号様式)により速やかに報告してください。

(第3号様式)

ヒアリンググループ貸出不許可通知書

	年 月 日
	伏見区長 (公印省略) 担当 電話 — —

年 月 日付けで申請のありましたヒアリンググループの貸出しについて、次の理由により許可しないことを決定したので、伏見区役所ヒアリンググループの貸出しに関する要綱第3条第2項の規定により通知します。

(理由)

- 本市の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるため。
- 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるため。
- 政治活動に利用されるおそれがあるため。
- 宗教活動に利用されるおそれがあるため。
- 営利行為その他特定人の利益に供するおそれがあるため。
- その他区長が適当でないと認めるため。

()

(第4号様式)

亡失・損傷報告書

(あて先) 伏見区長	年 月 日
団体の主たる事務所の所在地	団体の名称及び代表者名 電話 ー (担当者氏名 : 連絡先 :)

伏見区役所ヒアリンググループの貸出しに関する要綱第7条の規定に基づき、次のとおり報告します。

亡失・損傷した物	
亡失・損傷した箇所	
発生日時	年 月 日 () 時
発生場所	
発生原因	
亡失・損傷に至った経緯	
事実の発見後の処置	

注 できるだけ詳細に書いてください。